第６回八女市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年６月５日（金）午後２時

２．開催場所　立花市民センター

３．出席農業委員（１９名）

１番　中村　輝義	２番　大坪　知美子	３番　服部　正文
４番　牛島　孝之	５番　仁賀木　義文	６番　池尻　律芳
８番　塩塚　義治	９番　樋口　重樹	１０番　高山　和典
１１番　國武　覚	１４番　八田　久男	１６番　大津　達喜
１８番　小川　哲郎	１９番　松本　敬介	２０番　井手　洋一
２１番　原　義博	２２番　丸林　京市	２３番　堤　正義
２４番　月足　靖彦		

４．出席最適化推進委員（１１名）

２番　池田　和本	３番　橋爪　寿賀夫	４番　生武　光雄
５番　樋口　祐二	６番　中島　敏彦	８番　馬場　一登
１４番　松延　清隆	１７番　仁田原　正一郎	３０番　森　義則
３１番　中島　広伸	３８番　江上　富男	

５．欠席委員　農業委員（５名）

７番　平井　照也	１２番　溝田　耕一	１３番　仁田原　一太
１５番　田形　隆徳	１７番　伊藤　正博	

６．欠席委員　最適化推進委員（２名）

２９番　益本　秀明	３７番　大石　重信

７．議事日程

第１　会議の成立

第２　議事録署名委員の指名

第３　議案の上程

第４　議案の審議

報告第　１３号　農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について

議案第　２４号　農地法第３条の規定による許可処分の取消願の処理について

議案第　２５号　農地法第３条の規定による許可申請書の処理について

議案第　２６号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について

議案第　２７号　農地法第５条の規定による許可申請書の処理について

８．農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園　隆一 中村　篤士

黒木支所 原口 勝憲 立花支所 園田 将大

上陽支所 井手 幸紀 星野支所　松内 寛人 矢部支所 大石 和宏 ９．会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）	
議　長	皆様こんにちは。昨日から梅雨入りしたという事で本格的に雨のシーズンが参ったようです。私たちの地域でもいよいよ田植え等が本格的に始まるんじゃないかなと思います。また台風６号も通過しましたけれども、強風で色々な農作物に甚大な被害が起きたという事もなく安堵しております。本日は令和８年第６回農業委員会総会を開催しましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。 日程　第１・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員　１９名　、 農地利用最適化推進委員　１１名　であります。 会議規則第６条の規定により、本日の会議は成立いたしました。 日程　第２・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、３番　服部　正文　委員、４番　牛島　孝之　委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程　第３・議案の上程を行います。 案件の朗読を事務局よりお願いいたします。 （案件朗読） 事務局朗読のとおり報告１件・議案４件を一括議題といたします。 １ページをお願いします。 報告第１３号　農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。

事務局	今回、農地法第１８条第６項の規定による通知の報告については１０件です。総合計については、５ページをご覧ください。 解約のあった土地５３筆のうち田１２筆、畑４１筆、合計面積６９，８９８㎡です。すべて合意解約で離作措置条件付きでの解約はございません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理致しました。
議　長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 それでは６ページをお願いします。 議案第２４号　農地法第３条の規定による許可処分の取消願の処理について最適化推進委員８番説明をお願いします。
推進委員 ８番	番号１番についてご説明いたします。こちらは先月、令和８年５月８日付けで所有権移転という事で農地法第３条の許可を受けてありましたが、許可後に親族内で改めて話し合いをした結果、別の親族へ贈与することになったため今回取消の申請をされるものです。
議　長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 ７ページをお願いします。 議案第２５号　農地法第３条の規定による許可申請書の処理について番号１番の説明を農業委員２番お願いします。
農業委員 ２番	番号１番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は自家消費用のミカンを栽培される予定です。

議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２番の説明を最適化推進委員３１番お願いします。
推進委員 ３１番	番号２番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号３番の説明を最適化推進委員３０番お願いします。
推進委員 ３０番	番号３番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は自家消費用のキュウリ、ナス、レタス、サツマイモ 等を栽培される予定です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号４番の説明を最適化推進委員３０番お願いします。

推進委員 ３０番	番号４番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号５番の説明を最適化推進２番お願いします。
推進委員 ２番	番号５番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号６番の説明を最適化推進委員２番お願いします。
推進委員 ２番	番号６番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。

	続いて番号７番の説明を最適化推進委員３番お願いします。
推進委員 ３番	番号７番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の兄からの受贈による所有権移転贈与の申請です。 譲り受け人は自家消費用の野菜を栽培される予定です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号８番の説明を最適化推進委員４番お願いします。
推進委員 ４番	番号８番についてご説明いたします。譲り渡し人農業廃止と、譲り受け人の親からの受贈による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号９番の説明を最適化推進委員３８番お願いします。
推進委員 ３８番	番号９番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１０番の説明を農業委員１８番お願いします。
農業委員 １８番	番号１０番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の叔母からの受贈による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１１番の説明を農業委員１８番お願いします。
農業委員 １８番	番号１１番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転贈与の申請です。 譲り受け人は高校卒業後、農作業従事の経験があり、それを生かしてタケノコの栽培を行いＪＡ等に出荷する予定です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１２番の説明を農業委員２０番お願いします。
農業委員 ２０番	番号１２番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転贈与の申請です。 譲り受け人は現在〇〇に住所がありますが、〇〇に転居予定です。 自営業で、黒木地区山林所有者から山林の管理、販売等の請け負いを主にされてあります。今回は、譲り渡し人の要望により農地

	を譲り受け、日常的に耕作し野菜の自家消費および販売も行われます。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１３番の説明を最適化推進委員１７番お願いします。
推進委員 １７番	番号１３番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１４番の説明を最適化推進委員３１番お願いします。
推進委員 ３１番	番号１４番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。
議　長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 １１ページをお願いします。

	議案第２６号　農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会については、八女市農業委員会会議規則第１１条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、農業委員６番池尻委員、１４番八田委員、１６番大津委員、２２番丸林委員は席を下げていただきますようお願いいたします。それでは事務局より説明お願いします。
事務局	ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定に基づき、八女市が作成した、農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。 今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に所有権移転する件数については２件です。 番号１番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号２番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 続きまして、１２ページから６１ページの貸借権設定についてご説明いたします。今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に転貸する件数は１６８件です。 詳細については、１２ページから６１ページのとおりとなっておりまして、貸借の期間が１年から２０年まで、それぞれ新規設定や再設定、借手の変更になります。 総合計については、６１ページをご確認ください。 今回、権利を設定する土地の筆数は５１５筆、合計面積は８８万４８９８．５㎡です。 今回、新規営農の案件が２件ありますのでご説明いたします。 １件目について３０ページをご覧ください。 番号５２番、こちら５年間の賃貸借権設定の申請です。 借人についてご説明いたします。農地所有適格法人で約２年間、社員として従事され、ナスの栽培をされてこられました。今年度から独立就農し、こちらでナスを栽培されＪＡへ出荷される予定です。 続きまして２件目について３７ページをご覧ください。 番号７７番、こちら１０年間の賃貸借権設定の申請です。 借人についてご説明いたします。ＪＡふくおか八女就農支援センター１１期生として、令和７年６月から令和８年５月までの１年

	間、栽培技術および農業経営に関する研修を受けられました。こちらでイチゴ栽培され出荷先はＪＡを予定されております。
議　長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 農業委員６番池尻委員、１４番八田委員、１６番大津委員、２２番丸林委員は席をお戻しください。 ６２ページをお願いします。 議案第２７号　農地法第５条の規定による許可申請書の処理について番号１番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地にある農地であり、第１種農地と判断します。第１種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に当たりますので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議　長	続いて最適化推進委員５番説明をお願いします。
推進委員 ５番	番号１番についてご説明いたします。申請地はコメリ八女酒井田店から南東へ約１９０ｍにある農地です。（議案書朗読） この土地を売買により譲り受けられて運動場および倉庫用地として利用するための申請です。申請地に隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議　長	現地調査の報告を最適化推進委員６番お願いします。
推進委員 ６番	５月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については敷地内に溜桝や側溝を設置し、南側水路に排水され

	ます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号２番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であり、第３種農地と判断します。
議　長	続いて最適化推進委員１４番説明をお願いします。
推進委員 １４番	番号２番についてご説明いたします。申請地は龍ケ原公民館の北にある農地です。（議案書朗読） この土地を売買により譲り受けられて公民館の駐車場用地として利用するための申請です。申請地に隣接する農地はありません。 なお水利の承諾は得られており問題はないと思います。
議　長	現地調査の報告を農業委員２２番お願いします。
農業委員 ２２番	５月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議　長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号３番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第１種農地と判断します。第１種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議　長	続いて事務局より説明をお願いします。
事務局	番号３番についてご説明いたします。申請地は遠久谷公民館から北東へ８０ｍほど進んだところにある農地です。（議案書朗読） この土地を売買により取得され農業用倉庫および駐車場として利用するものです。隣接農地は申請者本人の農地のみで水利の承諾も得られております。
議　長	現地調査の報告を農業委員２１番お願いします。
農業委員 ２１番	５月２５日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については地下浸透により排水される計画です。 隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議　長	この案件は始末書が添えられておりますので、事務局より報告をお願いします。
事務局	本件は、無届で着工し転用されていたもので、始末書添付のうえ、許可申請書の提出を受けております。 今回の無断転用につきましては、譲受人である○○氏が農地法などの法令に対して理解をされていなかったことが原因でした。 ○○氏より転用に至った経緯等を聞き取り、担当地区の農業委員及び農業委員会事務局からの指導や、農地法許可までの使用制限

	等の指導を行っております。 提出された始末書の要旨といたしまして、申請土地について、農地法第５条の申請をしておりますが、農地法の許可の必要性を知らず農業用倉庫および駐車場として平成２０年４月より使用していました。本来なら、転用許可を受け使用すべきでありましたが、農地法に対する認識不足によりこの様な結果をまねいてしまいました。今後は、農地法を遵守しこの様な違反行為をしないよう十分注意いたしますので、申請を許可くださいますようお願いいたします、との内容でした。なお、申請地は令和７年７月に農振除外の届出を始末書添付のうえ行っており、令和８年４月に除外となっております。
議　長	地元委員の説明および現地調査の報告ならびに始末書の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上で議案の審議は全て終了いたしました。 これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。 （閉会宣言　15 時 15 分） 令和８年６月５日 議　長　　月　足　靖　彦 ３　番　　服　部　正　文 ４　番　　牛　島　孝　之